# 令和5年度 定住住宅取得支援金 パンフレット

受付:令和5年4月3日(月)~

令和6年1月31日(水)

☆予算に達し次第、受付を終了する 場合があります。



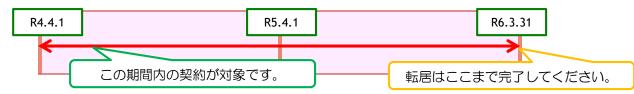
受付・お問い合わせ 遊佐町役場 地域生活課 管理係 0234-72-5883(直通)



### ~定住住宅取得支援金の概要~

#### 支援金の対象者

- ◇交付申請書提出段階において当該住宅に転居していないこと。
  - ※転居を伴わない場合については、不動産売買契約を締結していない方。
- ◇令和4年4月1日以降に不動産売買契約を締結している、または令和6年3月31日まで不動産売買契約の締結を予定しており、かつ、令和6年3月31日まで転居が確実である方。



- ◇本町に自ら定住(5年以上生活の本拠を置き、かつ、住民基本台帳に登録されること)する意思がある方。
- ◇不動産売買の契約者である方。
- ◇当該住宅に下水道等もしくは合併浄化槽が接続されている、または取得と同時に接続予定である方。
- ◇申請時において本町に住所を有する者又は実績報告書の提出時までに本町に転入し、居住する予定である方。
- ◇申請者及び同一世帯の人全員に税・水道料等の滞納がない方。
- ◇暴力団員でない方。

#### 支援金の対象となる建築物

- ◇町内に自ら定住するため、新たに購入する建売住宅・中古住宅(併用住宅を含む)を対象とします。
- ※契約書を交わさない売買、贈与、相続によるもの、3親等以内の親族間の売買は対象となりません。
- ※土地のみの売買契約は対象となりません。
- ※別荘やセカンドハウス、その他定住しない(住民基本台帳に登録されない)場合は対象となりません。

#### 支援金の補助率

◇住宅取得費(10万円単位)の12%

※附属建物、土地購入費を含みます。

#### 支援金の上限額

120万円 【例:取得費1,000万円×12%=120万円】

※申請時点において、若者(満40歳未満の方)・移住者(町外に5年以上居住し、R4.4.1以降に 転入した、あるいはこれから転入してくる方)は上限額を140万円とします。

#### 申請者の名義について

◇契約を締結した方が複数の場合、その中から代表者1名を選択してください。

#### 転居前のリフォームについて

- ◇転居する住宅のリフォームを行う場合は、「持家住宅リフォーム支援金」を利用することができます。 「持家住宅リフォーム支援金」の申請には、住宅の売買契約書の写しが必要になりますので、
- ①「持家住宅リフォーム支援金」と「定住住宅取得支援金」を同時に申請する場合→ どちらも不動産売買契約後に申請してください。
- ②転居完了後に「持家住宅リフォーム支援金」を申請する場合→ 「定住住宅取得支援金」は、不動産売買契約前の申請でもかまいません。

なお、「持家住宅リフォーム支援金」には補助の条件がありますので、ご確認のうえ申請ください。

#### 支援金の計算方法

- ◇ 《一般の場合》 例:取得費が「15,000,000円」 15,000,000円 × 12% = 1,800,000円 ⇒ 1,200,000円 (補助金額)
- ◇ 《若者または移住者の場合》 例:取得費が「20,000,000円」 20,000,000円 × 12% = 2,400,000円 ⇒ 1,400,000円 (補助金額)
- ◇ 《上限に満たない取得費の場合》 例:取得費が「5,500,000円」5,500,000円 × 12% = 660,000円(補助金額)

## 支援金交付までの流れ

	心而た争を卒	
支援金交付までの流れ	必要な書類等 	
	役場で準備している書類	各自準備して頂く書類
不動産業者等と打ち合わせ	補助の対象になるか不明な時は、事前に役場に確認してください。	
①事業認定申請 (申請者→役場) ※転居を伴う場合は 転居前に申請 ※転居を伴わない場合は 不動産売買契約前に申請	□事業認定申請書(様式第1号)	□購入しようとする住宅の位置図 □購入しようとする住宅が分かる 書類(物件案内書等) 該当する方のみ必要 □持家住宅リフォーム支援金を 同時に申請する場合は、 不動産売買契約書の写し □令和4年1月1日時点において 町外者である場合は、 世帯全員の納税証明書の写し
②事業認定の通知 (役場⇒申請者)	①の申請内容を審査し、適当と認められたら、事業認定通知書を送付し ます。(申請日からおおむね1週間〜2週間程度)	
○契約・転居	②の事業認定通知を受理した後、不動産売買契約の締結(申請前に行っていれば不要)、遊佐町に転居の手続きを行って下さい。	
③変更・取下げの申請 (申請者⇒役場)	申請内容の変更または申請を取下げする場合は、承認申請が必要です。 □事業変更(取下げ)承認申請書(様式第3号)	
④変更・取下げの承認 (役場⇒申請者)	③の変更内容を審査し、適当と認められたら、事業変更(取下げ)承認 通知書を送付します。	
○転居の完了	購入した住宅に住所を移したら、住宅取得代金をお支払いいただき、速 やかに⑤の事業実績報告書を提出してください。	
⑤事業実績報告書の提出 (申請者⇒役場)	□事業実績報告書(様式第5号) □補助金等交付申請書	□不動産売買契約書の写し (住宅が含まれているもの) ※申請時に提出していれば不要。 □領収書等の写し □取得住宅の写真 □転居(転入)後の世帯全員の 住民票謄本の写し □振込先のわかる通帳の写し
⑥完成検査、補助金交付 (役場⇒申請者)	申請内容が適切に実施されているか完成検査を実施します。 検査合格後、補助金交付の手続を行います。 補助金の振り込みは、実績報告書提出からおおむね1ヶ月後となります。 振込予定日が確定した際に、「補助金等交付指令書」を申請者に郵送します。 ※支援金は、申請者本人の通帳への振り込みとなります。他の方の 口座への振り込みはできませんのでご注意ください。	

---注意事項--

<sup>★</sup>同一年度につき1回限り申請可能です。(同一住宅、同一世帯)

<sup>★「</sup>定住住宅新築支援金制度」「定住賃貸住宅新築支援金制度」との併用はできません。 また、同一年度に、同一住宅または同一世帯による「定住住宅新築支援金制度」、「定住賃貸住 宅新築支援金制度」を利用することはできません。

### よくある質問

受付期間について教えて下さい。

A. 受付期間は、<u>令和5年4月3日(月)から、令和6年1月31日(水)までです。</u> 受付期間中でも、予算に達し次第、受付を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

申請するタイミングはいつですか?

A.転居を伴う場合は、転居前までに事業認定申請書を提出することが必要となります。

(契約・支払いが済んだあとでも申請できます)

- ※転居を伴わない場合は、契約締結前までに事業認定申請書を提出することが必要となります。
- 「山形県住宅取得支援利子補給補助金(中古住宅分)」との併用は可能ですか?

A.可能です。ただし、併用するためには条件がありますので、事前に町もしくは県にご相談ください。

その他併用できない制度はありますか?

A.市町村の補助金との併用が認められていない国や県の制度、公共事業の移転等による補償など。

個人間の売買は補助金の対象になりますか?

A.不動産売買契約を締結するなら対象となります。

なお、不動産売買契約を締結する場合であっても、3親等以内の親族間の売買は対象となりません。

建物のみの売買契約は対象となりますか?

A.対象となります。土地のみの売買契約については、対象外となります。

昨年度利用して、今年度も利用できますか?

A.支援制度は、同居人を含む世帯で年1度だけ利用することができます。

同一年度内に、「定住住宅新築支援金」「定住賃貸住宅新築支援金」は利用できませんので、あらかじめご了承ください。

申請者は誰になりますか?

A.不動産売買契約者及び取得代金の支払いを行う方で、完成後にその住宅に居住する方となります。 共有名義で住宅を取得する場合は、代表1名を申請者としてください。

- 土地の登記名義が元の所有者のままですが、対象になりますか?A.対象となります。
- 補助金はいつもらえますか?

A町に実績報告書を提出し、完成検査が終わってから1ヶ月後ごろになります。

実績報告の期限日はありますか?

A.令和6年3月31日までとなりますので、この日までに転居を完了し、取得代金の支払いを終えられるようにしてください。やむを得ない理由で、この期限を超えそうな時は、事前に役場までご相談ください。